

中山町中小企業成長支援事業補助金 申請ガイドライン (令和7年度版)

中山町産業振興課
商工観光グループ

(令和7年4月)

1. 対象事業者

中山町内に事業所又は営業所を有する個人又は法人（支店、工場等である場合を含む）

2. 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月13日の期間中に実施又は合格等したもの

3. 受付期間

令和7年5月1日（木）～令和8年3月13日（金）

4. 申請方法

中山町役場産業振興課商工観光グループまで「6. 必要書類」記載の書類を持参又は郵送

5. 補助対象事業及び補助額

(1) 正社員雇用

町内在住者を正社員等の正規の従業員として、町内事業所に新たに6か月以上継続して雇用すること

補助額：1人あたり200,000円

(2) 資格取得

業務の維持・拡大に必要な資格を従業員に取得（合格）させること

補助額：資格取得に要した費用の3分の2以内（千円未満切り捨て）

上限額：1人あたり30,000円かつ1事業者あたり100,000円

(3) 講習等受講

業務の維持・拡大に必要な講習等を従業員に受講させること

補助額：講習受講等に要した経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）

上限額：1事業者あたり上限15,000円

※ (2)、(3)について、令和8年3月14日以降に取得、受講等したものについては、翌年度の同補助金に申請ください

※ 資格取得と講習等受講の判定基準

資格取得と判定されるもの

次のすべてに該当するもの

- ・ 取得にあたり筆記又は実技等の試験が設けられているもの
- ・ 免許証等の証明書類が発行されるもの
- ・ 取得によって新たな業務に従事可能となるもの

講習等受講と判定されるもの

次のいずれかに該当するもの

- ・ 受講時点で既に従事している業務の能力向上に関わるもの

- ・ 受講時点で既に取得している資格の更新に関わるもの

6. 必要書類

(1) 正社員雇用の場合

- ・ 従業員を6か月以上雇用したことが分かる書類
(雇用保険補償者資格取得等確認通知書、出勤簿 等)
※雇用の始期と6ヶ月経過したことが分かるもの

- ・ 請求書(町様式)

(2) 資格取得の場合

- ・ 従業員が受検又は受講等し、取得又は合格したことが分かる書類
(受検案内、合格証書 等)

- ・ 領収書

- ・ 請求書(町様式)

(3) 講習等受講の場合

- ・ 従業員が受講完了したことが分かる書類
(受講案内の写し、修了証 等)

- ・ 領収書

- ・ 請求書(町様式)

7. 申請及びお問い合わせ先

中山町産業振興課商工観光グループ

〒990-0492 東村山郡中山町大字長崎120 番地

TEL 023-662-2114 FAX 023-662-5950

土・日・祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分